

平成 13 年 3 月 23 日

各位

株式会社 大和銀行

東京生命保険相互会社の会社更生手続開始の申し立てについて

東京生命保険相互会社から、本日、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づき、東京地裁に会社更生手続開始の申し立てを行った旨の連絡を受けました。

昨年 10 月の千代田生命、協栄生命の破綻以降、同社をとりまく環境は大変不安定な状況が続いておりましたが、同社は、昨年 11 月に新たな経営戦略を発表され、経営基盤の一層の強化のため、最大限の取り組みを行っておられたところであります。

しかしながら、同社は、最近の株価の大幅下落による含み損の拡大等により、経営戦略の中で策定した再建計画の実行が困難となったことから、このままの状況で経営を継続することは困難と判断、最終的に会社更生手続を申請することに決定したとのことであります。

当行は、これまでも、営業面や経営強化策の面で、幅広く支援、協力を行ってまいりましたが、保険契約者の保護等の観点からも、同社の判断はやむをえないものと考えております。

当行は、同社に対して、基金 120 億円の拠出と劣後ローン 200 億円を供与しておりますが、今期中に全額損失処理いたします。なお、この損失処理によっても、当行は十分な自己資本を有しており、引き続き経営基盤は盤石であります。

以上